



弊社は、折込方式登記識別情報保護シールの特許を取得しております。

特許法 第68条 特許権者は、業として特許発明の実施をする権利を専有する。

### 特許の権利に関する説明

特許権は、特許出願から 20 年の存続期間内において、業として（仕事として使用。個人的または家庭内での利用を除くという趣旨です。）、特許発明を独占的に実施することのできる権利です。

### 弊社の特許権利に関する説明

#### 【請求項1】

登記識別情報通知書の登記識別情報が記載されている部分に貼り付けて登記識別情報を隠蔽・保護するための、一度剥がすと再度貼り直してできない登記識別情報保護シールであって、前記登記識別情報保護シールを構成する粘着剤層の少なくとも前記登記識別情報に接触する部分には前記登記識別情報通知書に粘着しない非粘着領域を有することを特徴とする登記識別情報保護シール。

#### 【請求項2】

前記非粘着領域は、前記登記識別情報が記載されている部分を囲む矩形領域であることを特徴とする請求項1記載の登記識別情報保護シール。

#### 【請求項3】

前記非粘着領域は、前記登記識別情報が記載されている部分を囲む任意の多角形領域であることを特徴とする請求項1記載の登記識別情報保護シール。

#### 【請求項4】

前記非粘着領域は、コーナー部にR面取りなどの面取りがされていることを特徴とする請求項2乃至3いずれか1項記載の登記識別情報保護シール。

